

「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」

広報・情報発信業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」 広報・情報発信業務

2 業務委託金額（上限）

1,500 千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 事業の背景と目的

2025 年（令和 7 年）の鞆未来トンネル開通により、鞆を中心とした沼隈エリア及び内海エリア等へのスムーズな周遊が可能となり、鞆から沼隈内海エリアへの観光消費を波及・増加の効果が期待される。

鞆を中心とした観光消費の波及・増加の効果を一層高めるため、①沼隈半島を一体化させた観光周遊エリアのブランディング及び情報発信とともに、②地域への観光消費の受け皿として、観光コンテンツ提供に参画する地域事業者の発掘・育成が必要である。

このたび、全国 30 地域においても活用され、上記①②の効果も実証されている「オンパク手法」を取り入れ、「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」を実施する。

本業務は、2026 年 2 月 1 日から 3 月 29 日まで開催する「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」において効果的な広報・情報発信により、体験プログラムの参加を促進させ、地域の魅力発信力の強化及び観光消費の拡大を図ることを目的とする。

※「オンパク手法」とは

温泉博覧会に由来する手法で、大分県別府市で始まった「別府八湯温泉泊覧会（オンパク）」が原点である。

地域住民や事業者が主体となって、地域資源を活用した体験型プログラムを多数用意し、一定期間にわたって開催する体験博覧会の手法のことをいうもの。

4 事業概要

事業名：せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～

URL：<https://setouchi-elegy.jp/>

実施時期：2026 年 2 月 1 日から 3 月 29 日

予約開始：2025 年 12 月下旬

誘客エリア：広島県内（特に福山市及びその近隣市町を中心とした近隣観光圏）

5 業務の内容

本業務は、「せとうちエレジー～福山沼隈半島体験博～」の体験参加者を促進させるために、オンパクの手法を活用した情報発信戦略を提案すること。なお、本業務は提案型とし、受注者は、他地域の事例を参考に効果的な手法を提案し、各種 SNS 等を活用する場合には、当該体験博に参加する事業者（パートナー）を少なくとも 1 回以上取材し、その内容を反

映させること。

(1) ターゲットの選定

本事業の目的に沿った想定ターゲットを明確に提案すること。

(2) 発信媒体の選定

SNS、オンライン広告、其他媒体を含め、効果的な発信媒体を選定し提案すること。

また、提案にあたっては、投稿・配信回数、想定リーチ数を示すこと。

(3) 情報発信期間

本事業の広報効果を最大化するため、最も効果的な情報発信期間を設定し提案すること。

6 その他

(1) 計画・実施については、発注者と十分協議して行うこと。

(2) 契約後、業務実施に係る計画書を提出すること。

(3) 業務の実施に必要な経費や著作権利用料・保険費（アーティストなどの著作権料費、消耗品費、管理費、イベント保険なども含む）は契約金額に含まれるものとし、仕様書内に特段の記載がある場合を除き、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。

(4) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のある時も同様とする。

(5) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。

(6) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。

(7) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

(8) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律を遵守し、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止など安全管理措置を講じ、その内容を発注者に報告すること。また、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。

(9) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(10) 本業務の履行に伴い発生する成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む）は、全て発注者に属するものとする。

(11) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(12) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。

以上